



答 申 第 6 4 4 号
平成 29 年 9 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、平成29年9月1日付け神保健地医第445号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市救急医療電話相談事業の実施について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 急病や負傷の際に、救急車の要請や医療機関の受診の判断に悩む市民に対して、電話相談窓口にて、本人の病状等の情報を収集し、救急車要請への取次ぎや医療機関案内を行うことは、市民の不安の解消と、救急車の適正利用に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

神戸市救急医療電話相談事業の実施について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当するもの

【救急医療電話相談を実施するうえで、取得する個人情報】

- ・電話番号
- ・年齢
- ・性別
- ・住所（もしくは現在地）
- ・氏名
- ◎主訴（現在起きている症状）
- ◎持病の有無（緊急度判定を実施する際に、必要があれば適宜取得）



答 申 第 6 4 5 号
平成 29 年 9 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 9 月 1 日
付け神保健地医第 445 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申
します。

記

神戸市救急医療電話相談事業の実施について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 救急医療電話相談窓口において、緊急度に応じて救急要請への取次ぎを行うため、本人の病状等の情報を電子計算機処理することは、迅速かつ的確な救急医療相談に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市救急医療電話相談事業の実施について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

【救急医療電話相談を実施するうえで、取得する個人情報】

- ・電話番号
- ・年齢
- ・性別
- ・住所（もしくは現在地）
- ・氏名
- ◎主訴（現在起きている症状）
- ◎持病の有無（緊急度判定を実施する際に、必要があれば適宜取得）